

道路使用許可期間の基準

	道路使用の分類	期間の基準
1号	仮設道路を設置し現状の交通容量を確保する大規模な道路工事等	1年以内
	同一箇所又は同一路線における工期が半年以上の工事かつ迂回路が確保され又は交通量が少なく一般交通に与える影響が少なく交通規制の実態に変更がない工事、移動入浴車による入浴作業 等	6か月以内
	道路（軌道、地下道を含む。）の新設及び改良工事、管路の埋設工事、架空線作業、マンホール作業、随時実施される道路の維持・補修・点検など掘削を伴わない2～3時間程度の簡易な作業又は工事、道路外の現場を道路上から実施する法面工事及び建築工事、そのほか6か月以内及び1か月以内の類型に当たらない工事・作業かつ一般交通に与える影響が少ないと認められるもの 等	3か月以内
	道路測量、交通量調査、資材の搬出入作業、クレーン作業、生コン打設、採血作業、検診作業、ゴンドラ作業 等	1か月以内
2号	石碑の設置、電柱の設置、ポストの設置、バス停標示施設の設置、ベンチの設置、上屋の設置、足場の設置、仮囲い等定着物工作物の設置、日よけの設置、アーケードの設置、上空通路の設置、上空工作物の設置、掲示板その他の広告板の設置、電柱の添加広告物の設置、立て看板の設置、標旗の設置、標灯又は装飾灯の類の設置、取付け看板の設置、情報提供装置の設置、公衆用ゴミ容器の設置 等	占用許可と同一の期間
3号	露店、屋台店、靴磨き等の店、商品の陳列台 等	1か月以内
4号	祭礼行事	祭礼の期間
	公益性が高く手数料免除となる車両広報又は路上訓練 等	1年以内
	ロボットの移動を伴う実証実験、搭乗型移動支援ロボットの実証実験（セグウェイ、ユニキャブ等の搭乗型移動支援ロボットを使用した実証実験等）、自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験（自動運転の実用化に向けた各種実証実験等） 等	6か月以内
	車両装飾	3か月以内
	車両走行広報、車両走行街宣 等	1か月以内
	みこしの移動、ロケーション（撮影）、路上競技、交通管理が必要な自転車イベント及びウォーキングイベント並びに路上訓練、キャンペーン・パフォーマンス等による人寄せ行為、看板・楽器を用いての広報宣伝（ちんどん屋ほか）、パレード、集団行進（デモ行進を含む。）、車両停車街宣、寄附金募集（募金）、署名募集、宣伝物交付 等	7日以内
	各警察署において個別運用している場所における寄附金募集、署名募集、宣伝物交付 等	上記以外

※ 上記に示す許可期間の基準は最大期間を示したものであり、そのうちの必要な期間で許可すること。